

# 社会福祉施設整備工事に係る 契約等事務手続きについて

徳島県  
保健福祉部  
未来創生文化部

## 目 次

I	趣旨及び基本事項	1
II	契約までの手続き	2
III	一般競争入札における具体的手続き	3
	・スケジュール表の作成及び県への届出	3
	・入札参加資格の要件設定の決定	3
	・入札参加業者の募集・公告	5
	・入札参加資格審査の申請の受付及び審査	5
	・入札参加業者名簿の案の届出	6
	・入札参加業者への参加資格確認の結果通知	6
	・入札参加業者に対する設計図書閲覧	6
	・予定価格の設定	7
	・入札の実施	8
	・入札結果の届け出及び公表	8
	・工事請負契約の締結	9
	・工事着工届出	9
	・県による中間検査・完了検査の実施	9
IV	指名競争入札における具体的手続き	10
	・指名業者の県への届出	10
	・指名通知	10
	・指名業者に対する設計図書閲覧	10
	・予定価格の設定	10
	・入札の実施	11
	・入札結果の届け出及び公表	11
	・工事請負契約の締結	11
	・工事着工届出	12
	・県による中間検査・完了検査の実施	12
様式1	施設整備事業スケジュール表	13
様式2	入札参加資格等公告事項届出書	14
様式3	入札参加申請者名簿	15
様式4	条件付き一般競争入札における入札参加資格確認結果通知書	16
様式5	入札参加者名簿	17
様式6	条件付き一般競争入札における参加資格の取り消しについて（通知）	18
様式7	入札結果表（届出）	19
様式8	入札結果（公表）	20
様式9	契約結果報告書	21
様式10	工事着工届	22
様式11	指名業者一覧表（届出）	23
様式12	指名競争入札について（通知）	24
様式13	指名通知の取り消しについて（通知）	25
別紙1	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	26
別紙2	「社会福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて」	36
別紙3	入札条件の検討（前払金・契約保証金）	38
別紙4	徳島県建設工事請負業者選定要綱第3条別表に基づく業者の格付等級等及び発注上限金額	39
別紙5	競争契約入札心得	41
別紙6	一般競争入札による契約事務のフロー（標準日数）	42

【参考資料】

・一般競争入札による契約事務のフロー	4 3
・指名競争入札による契約事務のフロー	4 4
・入札書	4 5
・入札辞退書	4 6
・予定価格調書	4 7
・最低制限価格調書	4 8
・入札事務の手順	4 9
・入札書の入札価格の無効・有効の判断例	5 4
・適正な入札事務の執行について	5 5
・再度入札に付しても落札者がいない場合の取扱いについて	5 6

# 社会福祉施設整備工事に係る契約等事務手続きについて

令和3年4月1日  
保健福祉政策課  
国保・自立支援課  
健康づくり課  
長寿いきがい課  
障がい福祉課  
次世代育成・青少年課

## I 趣旨及び基本事項

- 1 この「社会福祉施設整備工事に係る契約等事務手続きについて」（以下、「手続き」という。）は、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について」（平成13年7月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知）（別紙1）、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働事務次官通知）及び「社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」（平成15年9月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等3部局長通知）に基づき、**社会福祉法人（以下、「法人」という。）等が補助金を受けて行う社会福祉施設の整備に係る契約手続等に関する遵守事項を定めたものである。ただし、県施設所管課の了承を得た場合はこの限りではない。**
- 2 **契約手続に当たっては、補助金の交付の条件である徳島県が行う公共事業の取扱いに準じて実施すること。**  
法人は、この「手続き」の定めに従って、適正に補助事業を執行しなければならない。  
なお、一括下請負（いわゆる丸投げ）は、補助事業の対象とならないので留意すること。
- 3 **工事に係る契約については、設計金額の区分に基づき（Ⅱ「契約までの手続き」1 参照）一般競争入札又は指名競争入札を実施すること。**  
**ただし、2回目の入札に付し落札者がいないときは、随意契約とすることができること。**
- 4 **最低制限価格は設定する必要がないこと。**  
ただし、法人が別紙2の「平成17年10月5日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等2課長通知」により特に必要と認められる場合のみ設定できるものであること。  
なお、法人が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、徳島県が実施する公共工事において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。この場合、県施設所管課に最低制限価格の必要性及び算定方法を説明すること。
- 5 補助金に係る内示が行なわれる前になされた社会福祉施設の整備に係る契約については、補助の対象にならないのでくれぐれも注意すること。また、**社会福祉施設の整備に係る契約手続がこの「手続き」の定めによらずに不適正に行われた場合には、当該事業の施設整備費については、補助金の交付決定を行わないこと。**  
さらに、**交付決定後に、社会福祉施設の整備に係る契約手続がこの「手続き」の定めによらずに不適正に行われていたことが判明した場合には、当該事業の施設整備費について、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。**
- 6 **補助協議書の提出以降、やむを得ない事情により、事業に要する経費の配分、事業の内容（事業費、設計図書・図面、面積表等）等に変更が生ずる場合には、必ず事前に県施設所管課に申し出ること。無断変更は一切認めない。**
- 7 社会福祉施設の施設整備事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から寄付金等の資金提供を受けることは、共同募金会に対してなされた指定寄付金の場合を除き禁止されているので留意すること。（平成13年7月19日厚生労働省福祉基盤課長通知、平成15年9月19日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等3部局長通知）
- 8 法人等が補助金を受けて行う社会福祉施設の災害復旧工事等に係る契約手続についても、この「手続き」の定めによるものとする。

## II 契約までの手続き

1 施設の創設、改築工事に係る入札・契約手続きは次表の区分に基づき実施すること。

設 計 金 額		建 築 工 事
23億円以上		一般競争入札 (WTO政府調達協定適用)
2億円以上	23億円未満	(条件付き)一般競争入札
250万円以上	2億円未満	指名競争入札
250万円未満		随意契約

(参考)

一般競争入札：

事前に、工事の概要、入札参加資格（経営の規模及び状況）、入札日時及び場所、その他契約に関する事項を公告し、不特定多数の者を競争させるもの。

条件付き一般競争入札：

一般競争入札の入札参加資格に、事業所の所在地（地域要因）を加えたもの。

指名競争入札：

資力・信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで競争に参加させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式。

※ 社会福祉法人は、地方自治法特例政令により政府調達協定適用を受けないが、社会福祉法人の経理規程により地方自治法特例政令に定める額以上の契約については、一般競争入札を義務づけられている。

2 工事費の積算

積算単価は、「建設物価」「積算資料」等の刊行物単価を採用し、これによりがたい場合には、3者以上から参考見積を徴した上で決定すること。また、積算内訳書には積算の根拠を明示すること。

### Ⅲ 一般競争入札における具体的手続きは、次のとおりとする。(主な項目のみ表示)

#### 内 示

(法) 各法人においては、内示後、入札等施設整備工事に係る契約手続きを開始すること。  
法人においては、次の検討を行うこと。

- ① 落札業者に請負代金の前払金を行うか検討すること。(詳細は別紙3のとおり)
- ② 落札業者に契約保証金を納付させるか検討すること。(詳細は別紙3のとおり)

**なお、工事完成保証人制度は設けないこと。**

(県) 県においては、内示について一般の閲覧に供する。

#### スケジュール表の作成

(法) 法人は、次に掲げる事項の実施予定に関するスケジュール表を様式1により作成し、あらかじめ県施設所管課に届け出ること。

なお、スケジュールについてはカレンダー等の形で1日ごとの内容が分かるものを同時に作成し、閲覧日、現地説明、県への書類の提出日も網羅した上で、様式1の別添として届け出ること。

- ① 入札参加資格の要件設定の決定
- ② 入札参加業者の募集・公告
- ③ 入札参加資格審査申請
- ④ 入札参加資格確認通知
- ⑤ 入札(開札)の実施
- ⑥ 工事請負契約の締結
- ⑦ 工事着工年月日
- ⑧ 施設開所年月日

#### 入札参加資格の要件設定の決定

(法) 建設工事の入札に参加する業者に必要な資格(入札参加資格)は、**理事会等**を開催してその議決をもって決定すること。

入札参加資格は、公費による補助事業を受注するにふさわしく、当該工事を完全かつ適正に履行できる能力、技術及び実績等を有する業者が選定されるよう、十分留意して決定すること。

入札を実施する前に、法人等に対して建設工事費を提示し、又は、建設工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動を行う業者は、入札に参加させないこと。

#### ※ 入札参加資格として設定すべき要件及び設定が考えられる要件

**入札参加資格の決定にあたっては、下記①の要件は必ず設定すること。**

その他、入札参加資格としては、下記②の要件の設定が考えられるので、これを参考にし、入札参加資格を決定すること。

#### ① 入札参加資格として設定すべき要件

ア ○○年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に建設工事の種類が建築一式工事で登載されている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者。

※地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者とは、入札参加資格審査の申請者(法人の場合は、代表者)が以下に該当しない者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第16条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。

エ 徳島県発注建設工事等から、暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出できる者であること。

**なお、入札参加資格の格付等級等の設定は、別紙4の「徳島県建設工事請負業者選定要綱に基づく業者の格付等級等及び上限発注金額」に応じて設定する必要があること。**

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てによる手続の開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

ク 建築工事業に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

ケ 次の要件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

- (1) 一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者
- (2) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び第26条第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者。ただし、監理技術者講習修了証は、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者については不要とする。また、平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者については、指定講習受講修了証をもって代える。

コ 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく、又は、当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。

## ② 入札参加者として設定が考えられる要件

ア 入札に参加する業者の事務所の所在地に関する要件。（例：県内業者（建設業法上の主たる営業所が県内にある者）及び県外業者（建設業法上の主たる営業所が県外にある者））

イ 入札に参加する業者の〇〇福祉施設の整備に係る工事についての経験及び技術的適正の有無に関する要件（例：一棟の延べ床面積が〇、〇〇〇m<sup>2</sup>以上で、かつ、階数が〇以上（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く。）の鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建築（建設基準法第2条第13号による建築をいう。）工事の元請けとして、〇〇年度以降に完成し、引き渡しが完了した工事に係る施工実績を有する者であること。）

ウ 〇〇年度以降にイで規定する工事と同規模以上の工事における現場代理人、監理技術者又は主任技術者としての工事経験を有する者

## 入札参加業者の募集・公告

(法) 一般競争入札を実施するにあたっては、下記「公告事項」に記載する公告内容を定めて、入札に参加する業者を募集するための公告を行うこと。

**公告の方法としては、①法人等の事務所等の玄関前への掲示及び②建設専門誌等(建通新聞等)に掲載依頼の方法により実施すること。**

公告事項(入札参加資格を含む)は、理事会等を開催してその議決をもって決定すること。

公告事項の内容及び公告の方法は、**理事会の議事録を添えて、様式2により公告前(公告の1週間前まで)に県施設所管課へ届け出る**こと。

### ○公告事項

① 公告日

② 入札に付する事項

(工事名、工事場所、工事概要、工期等)

③ 入札に参加する者に必要な資格(入札参加資格)

※ 入札参加資格は、理事会等の決定に基づき、入札の透明性及び公平性を確保する観点から、具体的に記載しておくこと。

④ 設計業務等の受託者等

⑤ 入札説明書(入札概要書)の配布及び設計図書の閲覧(貸出)

⑥ 入札参加資格審査申請

⑦ 入札及び開札執行の日時及び場所

⑧ 入札方法等(入札書の提出方法、入札書に記載する金額、入札執行回数等)

⑨ 入札の無効に関する事項

※ 入札参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を記載しておくこと。

⑩ 落札者の決定方法

⑪ 工事費内訳書の提出

⑫ その他必要な事項

※ その他、当該契約につき必要な条件等について記載しておくこと。

### ※入札概要書

入札概要書は、公告事項及び次に掲げる入札関係書類により作成するものとする。

(1) 競争契約入札心得(別紙5)

(2) 一般競争入札参加資格参加資格審査申請書

(3) その他工事毎に必要と認めるもの

入札概要書は、**公告後速やかに法人等の事務所において配布する**ものとする。

法人等の事務所等の玄関前への掲示は**入札概要書**により行うものとする。

なお、公告期間については、**別紙6**(一般競争入札による契約事務のフロー(標準日数))に記載する日数とする。

**(県) 県施設所管課は、公告事項を確認した後、問題がなければ、法人に連絡(問題がない旨)すること。**

## 入札参加資格審査の申請の受付及び審査

(法) 法人の契約担当者は、入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)からの入札参加資格審査の申請書の受付を行うとともに、提出された申請書及び入札参加資格確認資料の審査を行い、参加資格の確認を行うこと。

提出期間以降は、原則として申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

申請書及び確認資料の提出期間は、原則として入札公告日から起算して10日目(県の休日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。))の翌日から2日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)とする。



### 入札参加業者名簿の案の届出

(法) 入札参加業者を決定する理事会等を開催する**概ね1週間前までに**、入札参加業者名簿の案を**様式3**により**県施設所管課に提出**すること。

### 届出の受理

(県) 県施設所管課においては、必要な事項を審査し、工事実績等に不適切な点があれば助言を行う。

- ① 建設工事の種類、発注金額に応じた格付業者の選定ができているか。
- ② 徳島県が指名停止及び不選定としている建設業者が含まれていないか。
- ③ 最低制限価格を法人が設定する場合には適切な指導を行う。

### 理事会での議決

#### 入札参加業者への通知

(法) 法人においては、理事会等を開催し、入札参加資格に基づき入札参加申請業者の資格審査を行ったうえ、県の助言（指名停止、不選定等）を受けた建設業者を入札参加業者とすることを決定する。

**入札参加資格に適合する入札参加申請業者は、すべて入札参加業者として決定し、入札に参加させること。**

**したがって、法人に入札参加業者を指名する権限は無いこと。**

理事会等の議決をもって入札参加業者を決定した後、各入札参加業者に対して、個別に、**入札参加業者に決定した旨を書面(様式4)にて通知するとともに**、決定した入札参加業者の名簿については、**理事会の議事録を添えて、県施設所管課に届け出ること。(様式5)**

参加資格確認の結果は、原則として**申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を含む。)**に、**入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)**により入札参加希望者に通知するものとする。

#### ○確認通知書記載事項

- ① 下記に記載する設計図書等の閲覧及び工事概要等の説明を行う日時、方法及び場所
- ② 上記①の設計図書等の閲覧及び工事概要等の説明を受けない業者は入札に参加できない旨
- ③ その他必要な事項

入札を実施する前に、法人等に対して建設工事費を提示し、又は、建設工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動を行う業者は、入札に参加させないこと。

**法人の理事長又は理事等若しくはこれらの者の親族等が建設業者(入札参加業者に限らない)の役員に就いているなど特別の利害関係を有する場合には、当該理事長又は理事等は、入札参加業者を決定するための理事会等の議決には参加できない。**

法人においては、**事前に県へ届け出た、様式5の「入札参加名簿」の入札予定日が変更となった場合には、必ず県へ再度届け出ること。**

### 設計図書閲覧及び貸出

#### 現場説明

(法) 法人においては、設計図書閲覧及び貸出(以下「閲覧等」という。)を行うこと。なお、現場説明(省略可)を行う場合には、現地において法人関係者立会のもとに行うこと。

入札参加業者に対する設計図書等の閲覧等及び工事概要等の説明の内容及び方法については、入札参加業者募集の公告、入札参加業者の資格審査及び決定の手續と並行して、設計者と十分に調整しておくこと。

入札参加業者に対して閲覧等をする設計図書等及び説明する工事概要等(説明事項)は、理事会等を開催してその議決をもって決定すること。

○入札参加者に対する説明事項

- ① 工事の名称、場所、概要及び工期
- ② 工事の設計図書
- ③ 入札を実施する日時及び場所
- ④ 入札に関する条件
  - ※入札の当日に、入札参加業者から入札書の他、入札書に記載されている入札金額に対応する工事費内訳書を提出させる旨指示しておくこと。
- ⑤ 契約の内容（工事の概要等）
- ⑥ その他必要な事項
  - ※例えば、
    - ア 補助事業の概要（公費により建設されることの明示）
    - イ 請負業者等からの寄付金の受領禁止
    - ウ 工事費積算に算入してはならない項目（別に契約する特殊浴槽、非常通報装置等）等を指示しておくこと。

なお、設計図書閲覧、現場説明（現場説明は省略可）に参加しなかった者は入札に参加できないこと。

設計図書等の閲覧等  
見積期間

(法) 設計図書の閲覧等の期間は、**確認通知書を通知した日の翌日から起算して3日目（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）から2日間**とし、その旨及び閲覧の場所については、公告において明らかにしておくこと。

入札参加業者に対する設計図書等の閲覧等及び工事概要等の説明を行ってから入札の実施までに、業者が当該建設工事の見積をするために必要な期間（見積期間）は、建設業法施行令第6条において、次のとおり定められているので十分に留意すること。

また、設計図書の実費相当による販売は可とする。

なお、見積期間中の設計図書の閲覧についても可能とするが、あくまでも見積期間中であることを業者に伝えること。

工事一件あたりの予定価格	見 積 期 間	備 考
5,000万円以上	15日以上(注)	日曜・祝日、設計図書閲覧日（貸出）、入札日を除く。

(注) やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り期間を短縮することができる。

質疑及び回答

(法) 入札参加業者に対して交付した設計図書等又は説明した工事概要に対する入札参加業者からの質疑は、書面にて受け付けることとし、それに対する回答は、

- ①法人の事務所の玄関前等への掲示、
- ②入札参加業者に対する文書の配布**(郵送に限る。)**

により、すべての入札参加業者に周知すること。**(①、②の両方を実施すること。)**

質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日から**10日間とする。ただし、設計図書等の交付を行う場合は、その開始日から5日間とする。**

質問に対する回答書は、**入札日の5日前までに**、すべての入札参加業者に**郵送するものとする。**

予定価格の設定

(法) 法人においては、入札までの間に予定価格調書を策定しておくこと。

予定価格は、競争入札により工事請負契約を締結する場合に、その契約金額を決定するための上限価額として、設計金額を基準に算定するものである。

**予定価格は理事長が決定し、理事長が予定価格調書を作成すること。**

予定価格調書は入札までの間、封印し、法人において厳重に保管しておくこと。

なお、**最低制限価格は原則設定しないこと。**

#### 入札参加資格確認通知の取消

(県) 県においては、法人が入札参加の決定をした業者が徳島県から指名停止及び不選定となった場合は、直ちに法人へその旨を連絡する。(県担当者は、入札前日に県土整備部建設管理課へ指名停止等の状況を確認すること。)

(法) 入札参加資格確認通知を行った日から入札の日までの間に、**参加資格要件を満たしていると認められた者が、公告した「入札参加資格」のいずれかの事項に該当するに至った場合は、入札参加資格確認の通知を取消し、参加資格要件を満たさないと認められたことを、通知すること。(様式6)**

また、法人においては、県から上記指名停止及び不選定の連絡があった場合には、同様に該当する参加資格を有する業者の確認通知の取り消しを行うこと。

#### 入札

(法) 理事長は、入札執行者であるため入札に参加すること。なお、理事長不在の場合は、あらかじめ理事会において選任された理事が入札執行者として参加すること。

入札に当たっては、監事、複数の理事(理事長を除く)、評議員が立会すること。地元市町村職員の出会を求めることも適当であること。

入札執行時には、次のことを説明し、確認すること。

「この入札は徳島県の公共工事に準じて行います。現在、徳島県において指名停止及び不選定となっている建設業者は、この入札には参加できないこととなっておりますが、該当する建設業者はありませんね。」

建設業者から「はい」との返事を確認したうえで、入札を進めること。

なお、適正な入札執行の観点から、入札書の提出は建設業者の持参によるものとし、即時その場で入札書の開札を行うこと。

#### 落札

(法) 入札回数は、当初を含め2回までとし、落札者がいない場合は、入札不調として入札を打ち切ること。

(1) 入札不調後は、予定価格と最低入札金額を検討し、随意契約ができると認めるときを除き、再度入札の公告を行い入札を行うこと。なお、理事会の議決を経ること。

(2) 随意契約をする場合は、原則として最低入札者及び次順位の入札者から見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で理事会等の議決を経て契約すること。

上記(2)の場合は、履行期限を除くほか、最初に競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできないこと。

#### 入札結果の届出及び公表

(法) 入札後は、**立会者全員の本人による署名とともに、「入札結果」(入札参加業者名、落札業者名、予定価格、入札金額及び落札金額)を様式7により、県施設所管課に届け出る**こと。

(県) 県においては、受理した入札結果(入札金額は除く)を本庁の関係各課において、一般の閲覧に供する。

(法) **法人においても、県への届出と同様の入札結果(様式8)について、一般の閲覧に供すること。**

なお、閲覧の方法は、法人等の事務所等の玄関前への掲示や、事務所内に閲覧場所を設ける方法等が考えられること。

理事会での議決

(法) 法人においては、理事会等を開催し、落札業者との契約について審議・議決を行うこと。

契約の締結

(法) 法人においては、落札業者と契約を締結すること。なお、**締結した契約内容を県施設所管課に様式9により報告すること。(契約書の写し等(工事請負契約約款を含む。))**

※**工事請負契約締結時の注意事項**

工事請負契約書に押印する印鑑は、法人、工事請負業者及び設計監理業者において、法務局に登録している印鑑（実印）を使用すること。

※**一括下請負(丸投げ)の禁止**

法人は、工事請負業者に対し、一括下請負（丸投げ）を承諾しないこと。法人は、工事請負業者に対し、一括下請負（丸投げ）を禁止する旨明確に意思表示するとともに、工事請負契約（約款等）にその旨明記すること。

県の審査

(県) 県施設所管課においては、法人から報告のあった入札結果及び契約書の写し等により、適正な契約手続きが行われているか確認する。

工事着工届出の提出

(法) **工事着工届出（工事着工後10日以内）を県施設所管課に提出すること。(様式10)**

適正な工事監理の実施

(法) 建設工事の適正な実施を確保するため、法人は、工事監理者に対し適切な工事監理を行うよう指導しなければならない。

- ・ 工事内容に応じた適正な設計変更を行うこと。**(無断変更は一切認められないこと。)**
- ・ 施設整備の全工程において、適切に工事関係書類（特に工事写真）を整備すること。

中間検査・完了検査の実施

(県) **県施設所管課は、工期の中間時点及び竣工時点において実地検査を必ず実施する。**

中間検査では、入札関係書類、工事請負契約書、設計図書の内容及び設計図書等のおり施工が行われている等を、完了検査では実績報告書とおりの施工が行われている等を確認する。

● 交付申請及び実績報告書等の提出について

- ・ 工事請負契約締結後、速やかに補助金の交付申請書を作成し提出すること。
- ・ 法人は、12月末日現在で工事進捗状況報告書を県に提出すること。
- ・ 繰越しの可能性がある法人については、繰越し見込み調書を県に提出すること。  
また、繰越し理由書・繰越し事項別調書等の繰り越し関係書類を提出すること。
- ・ 実績報告書は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれかの早い期日までに提出すること。

**IV 指名競争入札における具体的手続きは、次のとおりとする。(主な項目のみ表示)**

**内 示**

(法) 各法人においては、内示後、入札等施設整備工事に係る契約手続きを開始すること。  
法人においては、次の検討を行うこと。  
① 落札業者に請負代金の前払金を行うか検討すること。(詳細は別紙3のとおり)  
② 落札業者に契約保証金を納付させるか検討すること。(詳細は別紙3のとおり)  
なお、工事完成保証人制度は設けないこと。

(県) 県においては、内示について一般の閲覧に供する。

**指名業者の届出**

(法) 法人においては、理事長等関係者が協議し指名業者を選定したときは、様式11の「指名業者一覧表」を県に届け出ること。  
また、指名業者の選定は、別紙4の「徳島県建設工事請負業者選定要綱に基づく業者の格付等級等及び上限発注金額」に応じて選定すること。  
なお、徳島県が指名停止及び不選定としている建設業者は選定しないこと。

**届出の受理**

(県) 県施設所管課においては、必要な事項を審査し、工事实績等に不適切な点があれば助言を行う。  
① 建設工事の種類、発注金額に応じた格付業者の選定ができていないか。  
② 徳島県が指名停止及び不選定としている建設業者が含まれていないか。  
最低制限価格を法人が設定する場合には適切な指導を行う。

**理事会での議決**

(法) 法人においては、理事会等で入札条件の検討を行うとともに、県の審査を受けた建設業者を指名業者とすることを決定すること。  
なお、設備整備等の軽微な入札案件の場合は、理事会等で入札後に落札業者と契約を締結する旨の議決を得ておくことも可とする。(入札後に理事等へは入札結果表により報告するとともに、次回開催する理事会等においても内容を報告すること。)

**指名通知**

(法) 法人においては、理事会等で決定した業者に対し、指名通知書(様式12)を発送すること。  
法人においては、事前に県へ届け出た「様式11」の「指名業者一覧表」の入札予定日が変更となった場合には、必ず県へ再度届け出ること。

**設計図書閲覧  
現場説明**

(法) 法人においては、設計図書閲覧を行うこと。なお、現場説明(省略可)を行う場合には、現地において法人関係者立会のもとに行うこと。  
なお、設計図書閲覧、現場説明(現場説明は省略可)に参加しなかった者は入札に参加できないこと。

工事一件あたりの予定価格	見積期間	備考
500万円未満	1日以上	日曜・祝日、設計図書閲覧日(貸出)、入札日を除く。
500万円以上5,000万円未満	10日以上(注)	
5,000万円以上	15日以上(注)	

注) やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り期間を短縮することができる。

**予定価格の設定**

(法) 法人においては、入札までの間に予定価格調書を策定しておくこと。  
予定価格は、競争入札により工事請負契約を締結する場合に、その契約金額を決定するための上限価額として、設計金額を基準に算定するものである。

**指名通知の取消**

(県) 県施設所管課においては、法人が指名した業者が徳島県から指名停止及び不選定となった場合は、直ちに法人へその旨を連絡する。(県担当者は、入札前日に県土整備部建設管理課へ指名停止等の状況を確認すること。)

(法) 法人においては、県から上記指名停止及び不選定の連絡があった場合には、該当する指名業者の指名通知の取り消しを行うこと。(様式13)

## 入札

(法) 理事長は、入札執行者であるため入札に参加すること。なお、理事長不在の場合は、あらかじめ理事会において選任されている職務代理者が入札執行者として参加すること。

入札に当たっては、監事、複数の理事（理事長を除く）、評議員が立会すること。地元市町村職員の立会を求めることも適当であること。

入札執行時には、次のことを説明し、確認すること。

「この入札は徳島県の公共工事に準じて行います。現在、徳島県において指名停止及び不選定となっている建設業者は、この入札には参加できないこととなっておりますが、該当する建設業者はおりませんね。」

建設業者から「はい」との返事を確認したうえで、入札を進めること。

なお、適正な入札執行の観点から、入札書の提出は建設業者の持参によるものとし、即時その場で入札書の開札を行うこと。

## 落札

(法) 入札回数は、当初を含め2回までとし、落札者がいない場合は、入札不調として入札を打ち切ること。

(1) 入札不調後は、予定価格と最低入札金額を検討し、随意契約ができることと認めるときを除き、指名替を行い再度入札を行うこと。なお、理事会の議決を経ること。

(2) 随意契約をする場合は、原則として最低入札者及び次順位の入札者から見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で理事会の議決を経て契約すること。

上記(2)の場合は、履行期限を除くほか、最初に競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできないこと。

## 入札結果の届出及び公表

(法) 入札後は、**立会者全員の本人による署名とともに、「入札結果」(入札参加業者名、落札業者名、予定価格、入札金額及び落札金額)を様式7により、当該落札業者の役員名簿(様式自由)を添付して、県施設所管課に届け出ること。**

(県) 県においては、受理した入札結果（入札金額は除く）を本庁の関係各課において、一般の閲覧に供する。

(法) **法人においても、県への届出と同様の入札結果(様式8)について、一般の閲覧に供すること。**

なお、閲覧の方法は、法人等の事務所等の玄関前への掲示や、事務所内に閲覧場所を設ける方法等が考えられること。

## 理事会での議決

(法) 法人においては、理事会等を開催し、落札業者との契約について審議・議決を行うこと。

## 契約の締結

(法) 法人においては、落札業者と契約を締結すること。なお、**締結した契約内容を県施設所管課に様式9により報告すること。(契約書の写し等(工事請負契約約款を含む。))**

### ※工事請負契約締結時の注意事項

工事請負契約書に押印する印鑑は、法人、工事請負業者及び設計監理業者において、法務局に登録している印鑑（実印）を使用すること。

### ※一括下請負(丸投げ)の禁止

法人は、工事請負業者に対し、一括下請負（丸投げ）を承諾しないこと。法人は、工事請負業者に対し、一括下請負（丸投げ）を禁止する旨明確に意思表示するとともに、工事請負契約（約款等）にその旨明記すること。

県の審査

(県) 県施設所管課においては、法人から報告のあった入札結果及び契約書の写し等により、適正な契約手続きが行われているか確認する。

工事着工届出の提出

(法) **工事着工届出（工事着工後10日以内）を県施設所管課に提出すること。（様式10）**

適正な工事監理の実施

(法) 建設工事の適正な実施を確保するため、法人は、工事監理者に対し適切な工事監理を行うよう指導しなければならない。

- ・ 工事内容に応じた適正な設計変更を行うこと。**（無断変更は一切認められないこと。）**
- ・ 施設整備の全工程において、適切に工事関係書類（特に工事写真）を整備すること。

中間検査・完了検査の実施

(県) **県施設所管課は、工期の中間時点及び竣工時点において実地検査を必ず実施する。**  
中間検査では、入札関係書類、工事請負契約書、設計図書の内容及び設計図書等のおり施工が行われている等を、完了検査では実績報告書とおりの施工が行われている等を確認する。

● 交付申請及び実績報告書等の提出について

- ・ 工事請負契約締結後、速やかに補助金の交付申請書を作成し提出すること。
- ・ 法人は、12月末日現在で工事進捗状況報告書を県に提出すること。
- ・ 繰越しの可能性がある法人については、繰越し見込み調書を県に提出すること。  
また、繰越し理由書・繰越し事項別調書等の繰り越し関係書類を提出すること。
- ・ 実績報告書は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれかの早い期日までに提出すること。

【様式1】

## 施設整備事業スケジュール表

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法人名  
理事長名

下記のとおり、施設整備に係るスケジュール表を提出します。

記

実施項目	実施予定日	備考
入札参加資格要件設定の決定		
入札参加者の募集・公告日		
入札参加資格申請書提出期限		
入札参加資格確認通知日		
入札(開札)日		
工事請負契約の締結		
工事着工年月日		
施設開所年月日		



【様式2】

入札参加資格等公告事項届出書

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法人名  
理事長名

建設工事に係る入札参加資格等について、理事会の議決により下記のとおり決定したので、届け出ます。

記

1 理事会開催日 年 月 日（議事録を添付）

2 入札事項等

①契約内容（工事の概要など）  
②入札参加資格要件  
③入札日時、場所等

3 公告の方法

例：建通新聞、日刊建設通信新聞、日刊建設工業新聞、  
日刊建設産業新聞に公告

【様式3】

入札参加申請者名簿

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法人名  
理事長名

建設工事に係る入札参加希望者から申請がありましたので、届け出ます。

記

- 1 申請書提出期限 年 月 日  
 2 理事会開催予定日 年 月 日  
 3 入札予定日 年 月 日  
 4 最低制限価格の設定の有無 午前・午後 時 分 執行  
 設定する・設定しない  
 5 入札参加申請者等  
 (1) 入札参加申請者数 (計 者)  
 ○上記申請者のうち  
 ・参加資格がありと認められる者 (計 者)  
 ・参加資格がなしと認められる者 (計 者)  
 ・辞退した者 (計 者)

入札参加申請者

所在地、商号又は、名称、 代表者名	資格要件の確認	県建設工事請負業者選定 要項による格付け等級等
	可・否	
	可・否	
	可・否	
	可・否	
	可・否	
	可・否	

- 注：1. 格付け等級等欄は、参加申請業者にその内容を確認し、次により記載すること。  
 (1) 県内業者にあつては、「徳島県建設工事請負業者選定要綱」による格付け等級を記載すること。  
 (2) 県外業者にあつては、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）による総合評定値を記載すること。

2. 上記3の「入札予定日」に変更があつた場合には、必ず徳島県へ再度提出すること。

【様式4】

文 書 番 号  
年 月 日

条件付き一般競争入札における入札参加資格確認結果通知書

(県外業者の場合)

〇〇建設会社  
四国支店長 〇〇〇〇 殿

(県内業者の場合)

〇〇建設会社  
代表取締役 〇〇〇〇 殿

法人所在地  
法 人 名  
理事長名

先に入札参加資格等確認申請のあった「工事」に係る一般競争入札について、貴社に入札参加資格があると認めますので通知します。

つきましては、当該工事における設計図書等の閲覧を行いますので、下記のとおり来所してください。

この入札は、徳島県が行う契約手続きの取扱いに準拠して行いますので、次の各項と「徳島県の競争契約入札心得」の第2から第5までをご承知のうえ入札にご参加ください。

なお、設計図書を閲覧しなかった者及び現場説明（現場説明は開催する場合に限る。）に参加しなかった者は、この入札に参加できません。

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札日において徳島県から指名停止及び不選定となっている建設会社は、この入札に参加することはできません。
- 3 本確認結果通知は場合により取消しをすることがあります。
- 4 入札の参加を辞退する場合には、辞退届を提出してください。
- 5 落札者となっても、次の入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないこととします。

(入札参加資格)

- (1) 徳島県建設工事指名競争入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 徳島県発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

1 入札日等  
入 札 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分  
場所：徳島県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇園

設計書図書機関閲覧 〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日  
場所：徳島県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇園

(現場説明を行う場合)  
現 場 説 明 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分  
場所：徳島県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇園

2 入札を行う工事  
工 事 名 施設種別（例：特別養護老人ホーム） 〇〇〇園 新築工事  
工 事 箇 所 徳島県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号  
契 約 日 期 〇〇年〇〇月〇〇日  
工 期 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日

【様式 5】

入札参加者名簿

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法人名  
理事長名

建設工事に係る入札参加者について、理事会の議決により下記のとおり決定したので、届け出ます。

記

- 1 理事会開催日 年 月 日
- 2 入札予定年月日 年 月 日  
午前・午後 時 分 執行
- 3 入札参加者等
- (1) 入札参加申請者数 (計 者)
- 上記申請者のうち
- ・参加資格がありと認められる者 (計 者)
  - ・参加資格がなしと認められる者 (計 者)
  - ・辞退した者 (計 者)

入札参加者 (計 者)

所在地、商号又は、名称、 代表者名	資格要件の確認	県建設工事請負業者選定 要項による格付け等級等
	可・否	
	可・否	
	可・否	
	可・否	
	可・否	
	可・否	

注：1. 格付け等級等欄は、参加申請業者にその内容を確認し、次により記載すること。

- (1) 県内業者にあつては、「徳島県建設工事請負業者選定要綱」による格付け等級を記載すること。
- (2) 県外業者にあつては、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）による総合評定値を記載すること。

2. 上記2の「入札予定日」に変更があつた場合には、必ず徳島県へ再度提出すること。

【様式6】

文 書 番 号  
年 月 日

(県外業者の場合)

〇〇建設会社

四国支店長 〇〇〇〇 殿

(県内業者の場合)

〇〇建設会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

法人所在地  
法 人 名  
理事長名

条件付き一般競争入札における参加資格の取り消しについて（通知）

下記のとおり、条件付き一般競争入札における参加資格を有する者と認めないこととしたので通知します。

記

1 参加資格に係る入札

(1) 文書番号 〇〇第〇〇〇号

(2) 工 事 名

(3) 工事箇所

(4) 入 札 日 年 月 日

2 参加資格を有する者と認めない理由

参加資格の条件のうち次の事項に該当しないため

【様式 7】

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法人名  
理事長名

次の工事の入札に係る入札結果表を下記のとおり、届け出ます。

1. 工事名
2. 建設工事の種類
3. 工事個所
4. 入札日
5. 入札場所
6. 落札業者名
7. 落札金額
8. 立会者職氏名

円（予定価格  
職名

円，最低制限価格  
氏名（本人による署名） 円）

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

9. 入札参加者氏名及び入札金額 (単位：円)

NO	商号又は名称	代表者氏名	第1回入札金額	第2回入札金額	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- 注：1. 9の入札金額は消費税抜きで記載すること。  
 2. 7の落札金額、予定価格は消費税込みで記載すること。また、最低制限価格の欄は、最低制限価格を設けている場合のみ消費税込みで記載すること。  
 3. 8の立会者職氏名には、監事、理事(理事長は除く。)、評議員、市町村職員が署名すること。

【様式8】

入札結果（公表）

法人名  
理事長名

入札の結果については、下記のとおりです。

記

1 工事名	
2 建設工事の種類	
3 工事箇所	
4 入札日	
5 入札場所	
6 落札業者名	
7 落札金額	

【様式9】

## 契 約 結 果 報 告 書

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法 人 名  
理事長名

建設工事の契約に係る結果は、下記のとおりですので報告します。

### 記

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 1 契約業者名  | 住 所<br>業 者 名<br>代 表 者 名 |
| 2 契約金額   | 金 円                     |
| 3 工事着工時期 | 年 月 日                   |
| 4 工事完成時期 | 年 月 日                   |
| 5 添付書類   |                         |
- ※契約書の写し等（工事請負契約約款を含む）を添付すること。



【様式10】

工 事 着 工 届

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法 人 名  
理事長名

建設工事を着工しましたので、下記のとおり、届け出ます。

記

1 工 事 名 称	
2 施 設 所 在 地	
3 契 約 年 月 日	
4 着 工 年 月 日	
5 工事完成予定年月日	
6 請負業者の所在地及び名称	
7 備 考	

【様式 1 1】

文 書 番 号  
年 月 日

徳島県〇〇〇部長 殿

法人所在地  
法 人 名  
理事長名

次の工事の入札に係る指名業者一覧表を下記のとおり届け出ます。

1. 工事名
2. 建設工事の種類
3. 工事個所
4. 入札予定日
5. 最低制限価格の設定の有無    設定する・設定しない（該当する方を○で囲むこと）

(単位：円)

NO	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	県建設工事請負業者選定要綱による格付等級等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

- 注：1. 格付等級等欄は、指名業者にその内容を確認し、次により記載すること。
- (1) 県内業者にあつては、「徳島県建設工事請負業者選定要綱」による格付等級を記載すること。
  - (2) 県外業者にあつては、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）による総合評定値を記載すること。

(上記4の「入札予定日」に変更があつた場合には、必ず徳島県へ再度提出すること。)

【様式12】

文 書 番 号  
年 月 日

(県外業者の場合)  
  建設会社  
 四国支店長     殿  
 (県内業者の場合)  
  建設会社  
 代表取締役     殿

法人所在地  
 法人名  
 理事長名

指名競争入札について (通知)

あなたは、次の入札参加者として選定されました。  
 この入札は、徳島県が行う契約手続きの取扱いに準拠して行いますので、次の各項と「徳島県の競争契約入札心得」の第2から第5までをご承知のうえ入札にご参加ください。  
 なお、設計図書を閲覧しなかった者及び現場説明（現場説明は開催する場合に限る。）に参加しなかった者は、この入札に参加できません。

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札日において徳島県から指名停止及び不選定となっている建設会社は、この入札に参加することはできません。
- 3 本指名通知は場合により取消しをすることがあります。
- 4 本指名を辞退する場合については、辞退届を提出してください。
- 5 落札者となっても、次の入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないこととします。  
 (入札参加資格)  
 (1) 徳島県建設工事指名競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。  
 (2) 地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に該当しない者であること。  
 (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。  
 (4) 徳島県発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。  
 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。  
 (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

1 入札日等  
 入 札 日 時   年   月   日   時   分  
 場所：徳島県   市    丁目  番  号    園  
 設計書図書機関閲覧   年   月   日～  年   月   日  
 場所：徳島県   市    丁目  番  号    園  
 (現場説明を行う場合)  
 現場説明日時   年   月   日   時   分  
 場所：徳島県   市    丁目  番  号    園

2 入札を行う工事  
 工 事 名 施設種別 (例：特別養護老人ホーム)    園 新築工事  
 工 事 箇 所 徳島県   市    丁目  番  号  
 契 約 日 期   年   月   日  
 工   年   月   日～  年   月   日

内訳書の提示：  
 ・ 閲覧用設計図書の「工事数量総括表」に記載されている項目、数量等により作成した工事内訳書（見積書）を必ず提出すること。  
 ・ 内訳書を提出しない者、異なる案件の内訳書を提出した者は、入札を無効とする。  
 ・ 内訳書記載の合計額（税抜き）と入札価格が一致しない者は失格とする。

【様式13】

文 書 番 号  
年 月 日

(県外業者の場合)

〇〇建設会社

四国支店長 〇〇〇〇 殿

(県内業者の場合)

〇〇建設会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

法人所在地

法 人 名

理事長名

指名通知の取り消しについて (通知)

次の工事の指名通知は取り消します。

- 1 文書番号 〇〇第〇〇〇号
- 2 工事名
- 3 工事箇所
- 4 入札日 年 月 日